

## 第14回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成26年2月27日(木)

18時00分～20時30分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

## 1 出席者

### (1) 委員 17人

藤井委員，三浦委員，森越委員，阿部委員，小松委員，野村委員，木村委員，  
亀井委員，青田委員，数又委員，横山委員，小原委員，水戸委員，小林委員，  
長谷委員，武田委員，千原委員

### (2) 事務局 6人

子ども未来部 岡崎部長，宿村課長，横川課長，加藤課長，小林係長，  
宮越主任主事

## 2 配付資料（当日配付） なし

## 3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

### 1 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。本日もご出席下さいましてありがとうございます。だ  
いぶ暖かくなってきました。さて、今日から市議会が始まりました。今回の市議  
会は平成26年度の予算案を提出し、審議をしていただくこととなっております。  
子ども未来部といたしましては、子ども条例や子ども・子育て新制度の準備に  
かかる経費を盛り込んでおりますし、それから保育士等の処遇改善に係る補助  
金や幼稚園に通わせている父母の負担軽減の拡大やあるいは学童保育所の拡充。  
そして子育て世帯の悩みや相談に対応する訪問型の子育て支援事業である「  
子育て支援隊」の新設ですとか、妊婦健診の負担軽減など様々な分野で予算を  
盛り込むことができましたところでございます。さて、少子化が進みまして、  
出生数が1,700人を切っておりますけれども、私どもといたしましては、その  
少ない子どもがしっかりと育つように子育て支援を進めていきたいと考えてお  
ります。子ども条例は、教育、保育、子育て支援の真ん中にいる子どもにつ  
いて、みんなで守り育てて行くための理念を共有していきたいと考えてお  
りますので、どうぞ本日もよろしくお願いいたします。

### 2 開会

【委員長】 〈開会宣言〉

### 3 第13回会議録について

【事務局】 第13回会議録につきましてご説明いたします。2月21日（金）委員の  
皆様に発送いたしております。この会議録につきましては、これまで同様発言  
要旨の形で取りまとめており、訂正等がございましたらお知らせいただきた  
いと思います。また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては  
3月上旬頃を予定しております。以上でございます。

【委員長】 事務局から、第13回会議録の説明がありましたが、何かご質問  
やご意見は

ありますか。無いようですので、議事に入りたいと思います。

#### 4 議事

**【委員長】** 前は学校教育と子ども観に合わせて教育とは何かという話をしまして、かなり深く掘り下げられてきたのではないかと考えております。先日事務局と相談をして、今回このことを話合えないかと提案させていただきます。そうするとだいたい良いところまで議論が行くのではないかと委員長としては考えております。まず子ども条例の制定を考えたときに本来の子どものある方に必要なことは、子ども自身のことや子どもの子育てに対する支援がどのようにあるべきかということです。既にこのような第三者機関の設置が望まれるという具体的な話は出ていますが、条例に盛り込む盛り込まないという前に、我々としてこのような施策があっても良いのではないかと。直接子どもに結びつくことを今日話合っても良いのではないかと。併せて行政ではなく、自分たちでこういうようなことをしてみたいとか、こういうこともやれるのではないかと。この件につきまして何かご意見があればお願いしたいのですが、ご質問ありますか。よろしいでしょうか。それでは協議に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

**【事務局】** グループ討議につきましては、皆さんに何度もやっていただいておりますが、お手元のホワイトボードを使いましてグループの意見を取りまとめたいただきたいと思ひます。時間配分につきましてもこれまで通り1時間ちょっとで、今18時10分くらいですので、19時20分くらいを目途にご議論いただきまして、その後10分くらいでまとめをしていただきまして、各グループごとに10分以内で発表いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**【委員長】** それでは事務局に何かご質問等がありましたらお願ひします。

**【全委員】** グループ討議 開始

・第1グループ（A・Dグループ）

[藤井委員，小松委員，野村委員，武田委員，森越委員，水戸委員，青田委員]

・第2グループ（B・Fグループ）

[阿部委員，亀井委員，数又委員，小林委員]

・第3グループ（C・Eグループ）

[三浦委員，千原委員，横山委員，木村委員，長谷委員，小原委員]

## グループ討議 10分休憩

【委員長】 時間になりましたので発表していただきたいと思います。今回は第1グループから発表をお願いいたします。

【第1グループ】 私達は最初、行政と民間に分かれて自分達が条例に盛り込みたいことを議論しました。行政でできることと民間、地域や学校、家庭、市民ができることについて分けて考えようと議論を始めました。まず最初に議題に上がったのが、いじめや不登校、非行についてですが、行政においてできる施策として一定の権限があり困ったときの窓口になるような第三者委員会を常設でつくりたいといった意見がありました。その窓口というものは、そこから各公的な機関への橋渡しになるようなもので、保護者が子育てに困って取りあえず相談したいが、たくさん相談する所があってまずどこに相談を持ち掛けていけば良いのかわからないときの受け止める場所になるものをつくらうという話になりました。一定の権限をそこに付けたいということに関しては、現状として一歩踏み込みたいところをそういうタイミングで調査や斡旋することができない。例えば家庭で何かがあった。これは明らかに子どもが虐待されている様子があることに関して、まだ警察も動くことができない。児童相談所も踏み入れることができないときなどに、働きかけることができるある一定の権限を付けることで、ただ相談を受けることだけではなく解決策につなげるために行政においてできる施策として条例に盛り込みたいということでした。次に地域や学校、家庭でできることですが、地域や学校、市民や家庭が子どもの利益を考えて取り込む活動に、行政ができないところは民間で行って、民間の手が届かない所は行政がフォローする形が理想だと話をしていました。そうするためには、まず自分たち民間団体が子どもが利用する体育館やセンターで子どもの意見を取り入れて運営するなど、子どもが安全で安心して遊べる遊び場や公園の整備であったり、子どもにアンケートを取ったり、きちんと話を聞いた上で実際に意見を採用して子どもが意見を言う場をつくってあげ、叶えることができるということを教えてあげる。そういったフォローをしてあげるべきではないかという意見が出ました。条例で義務的な縛りを入れるのであれば、行政に対して第三者機関を常設として設置し、一定の権限がある機関を置くなどを盛り込むべきだと思いますが、家庭や地域に対しては、条例ではどこまで踏み込むことができるかが問題になってくると思いますので、地域や学校、家庭に対しては条例での施策を作るのであれば、健全育成などの理念的な形で盛り込むべきではないか。そういったまとめになりました。

【委員長】 このグループでの質問を含めて意見はありますか。それでは全体を通して後ほど質問や意見をお願いします。

【第2グループ】 最初に小林委員から「子ども白書」を分析した中から、子どもの姿、親の姿の報告がありましたので、それを基にして条例に盛り込む細かなことは提言にはでき得ないですが、その背景となる考え方は少し整理しておいたほうがいだろうという話をしました。特徴的なところは、特別支援教育の子どもの放課後の関わりが少なくなっている状況にあります。幼児の朝食抜きや学校へ行きたくない年齢などがともに高くなっている。家族との対話は子どもよりも大人の方があると思っています。これは言い換えると勘違いをしていると思います。勉強への不安では、子どもが思っている不安よりも、むしろ先生達が学力に対する不安をたくさん持っています。自分の良い所の項目の中に、我慢できるだとか不満を自分の中に溜めておくことができるだとか、いじめがあっても忘れることができることが自分の良い所だというふうに捉えている子どもも出てきています。これは、やはり背景に何かあるのではないかと思います。相対的に話をした中で、ポイントになったのが子どもも忙しいです。いろいろ塾通いや部活や習い事で忙しいです。でもそれ以上に親の方が忙しいです。親は経済中心にして動いており、どうしてもこれが優先されてしまいますので、子どもにかかる時間が少なくなってしまう。しかし、私たちの願いとしては、親が子どもに手をかける時間を保障してあげなければなりません。そういうことがどんな方法でできるかというのを背景としては考えていかなければなりません。子どもが自主的に自由に活動できる場所を保障してあげることも必要ではないかと思っています。例えば、子どもが群れて遊ぶ様子が最近見られなくなっています。ここにいる委員が子どもだとして、「よし野球やるか」と言ってもやれる場所がありません。「サッカーやるか」と言ってもやれる場所もありません。そういうような自由に集まって、自由に活動できる空間を保障してあげることも必要だと思います。ただ、子ども自身がこれを望んでいるのかどうかは、また疑問だといった話もありました。子どもの傾向として大人もそうですが、一人の時間を楽しむだとかみんなで群れるのは面倒くさいという方向に向きつつあるのに対し、これをどのようにして有効なものにしていくのかは新しい課題だと思います。それからいじめや暴力からの救済機関で、最近札幌市での活動等がニュースで報道されていますので、第1グループと同じような思いだと思います。色々な話の中から出てきた施策に盛り込むプラン的なことは「じじ・ばばプラン」で少し言葉は悪いですが、関わるということ子ども自身が好んでいないということであれば、少し安心して大人との関係をつくれるようにするためにも、二世帯、三世帯で住むということを奨励しませんか。要するに核家族化の反対です。じじ・ばばがいれば、たくさん手伝ってもらいましょうということがあっても良いのではないかと思います。それから科学館や図書館は、箱物としては必要だと思いますが、特に科学館は子どもが興味を持って遊べる場所ですし、企画内容によって子どもがたくさん集まる場所になりますので函館にあっても良いかなと思います。それから近くで自由に使える広さのある公園は先ほど話をしました。こういう広場

で遊ぶということで子どもはルールを自然に覚えるのではないかと考えます。例えばサッカーをやる人と野球をやる人は、我々の子どものときには先に陣地を取った方が広い所を使っていたが、そういった暗黙のルールがありました。誰からか教えられたというルールではなくて、子ども同士の付き合いの中で身につけていくルールです。サッカーをやっているときにボールが飛んでいかないように気をつけながらやるなどの基本的な付き合い方などを覚えた上で、例えば町会で子ども会議をやるなどしないと、基本的な考え方が備わっていないうちに子ども会議をやっても、形式的なものになって形だけがあれば良いというようになると思います。根本的な子どもの心を育てるものを企画できれば良いと思います。特別支援学級ですが子どもが放課後の関わりが少ないという部分で、児童館や学童保育で特別支援学校の子どもが、安心して通えるような施設が市内で一か所あるようですが少ないと思います。そっちの方向で道を開いていけたらどうだろうか。夕食を一緒に食べる家族との対話は、ご飯を食べる時に「今日どうだったの」「あれやったの」「これやったの」「あの子どもどうだったの」という一方的な質問で会話が成立しているという意味ではなく、食卓を囲むことによって子どもが感じるものがあります。例えば夫婦の仲のことだとか、家計の経済のことだとか一緒にテーブルを囲んでいるだけで、会話にしなくても感じるもの。そういう感じ合える時間を大事にしていかないと、さっきの勘違いではないですが、子どもは思ったより会話をしているとは思っていません。大人は会話をしていると思っています。気持ちのすれ違いというよりも、会話そのものが実の入った内容になっていません。異年齢との交流についても、先ほどお話しした広場などのことに関係してくるのかと思います。難しいですが、親が子どもに手をかける時間を何とか保障してあげていかなないと、大人の世界が変わらないと子どもの世界も変わることができないと思います。具体的なことはたくさん出ませんでした。おおよその背景にこんなことを盛り込みたいという話をしました。以上です。

**【第3グループ】** まず三浦委員から子どもの貧困がすべての問題の根本にあるという話がありまして、その貧困というものが格差から生まれて、子どもの貧困、その貧困から子どもの虐待や非行につながっていて、最終的にその貧困の連鎖が生まれます。それを解決するためには、やはり行政と地域と学校と事業者が協力しあって子どもを育てやすい環境をつくって行くことが必要だという意見になりました。この4者がそれぞれ子どもの環境のあり方について、きちんと考える必要があるのではないかという意見になりました。この事業者に関しては、ワークライフバランスとここに書いてありますが、会社ごとにきちんと子育てをしやすい環境をつくることを徹底することがあげられました。子育ての支援の場、子育てサロンを充実させようということで、お母さんたちは子育てに関してストレスを感じて、そのストレスがどんどん子どもに当たっていくと思うので、地域に一つではなくもっと小さい単位で、

各地にお母さんが行ける範囲内できちんと整備していこうという意見ができました。それから子どもが遊ぶ場が無い、夏休みや冬休みに遊ばせる場が無いということです。公園は整備されているが公園の管理運営がきちんとされていないものがあるので、きちんとそこを地域でやっていき子どもが集える場所をつくらうという意見が出ました。少子化が止まらないということが根底にあって、子どもが多かったら子ども自身でコミュニティをそれぞれつくっていくはずですが、それができていないからこそこういう問題が起こっていると思います。少子化を止める策として、子育てが苦しいことや大変なことばかりがお母さんたちの頭にあって楽しいということを感じられる場が無いです。子育てが楽しいというお母さんたちの学びの場を設けたり、中高生のうちに小さい子と遊ばせる時間を設けて、そこで子どもと接することの喜びや楽しさを学んで行くような機会をつくるのが良いと思います。お母さんは子育てが楽しいということでしたが、それと同時に自分の時間も欲しいという人が増えているという傾向にあると感じていまして、子育てだけをやっているとはやはり大変だと思うので、お母さんが休めるコミュニティをつくり、お母さん同士が相談できる所をつくるということや、経済的なバックアップも必要だと思いますが、地域ぐるみで体制をつくっていくことが必要なのではないかという結論に至りました。以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。どちらかでも構いませんので、意見や補足的な事も含めてお願いします。

**【青田委員】** 子ども条例に盛り込みたいことで話をされたと思いますが、第3グループの中でも出ていましたが、事業所の責務が必要だと結構皆さんうなずいていましたが、商売をしている私にとっては事業所にその責務を負わせるということは、事業所のコストが上がり、つまりそのコストをどうしようかということになると、当然色々なコスト削減はするが最終的にできなくなると何をやるかということと人件費を抑えます。人を少なくします。事業所の責務といって子育てを押しつけると言ったら失礼ですが、経済的に負担をかけるとすればもっと悪い負の連鎖が起こる気がします。ですから事業所に対する責務については、十分配慮していただかないと、益々自分で自分の首を絞めることになると思います。皆さんは買い物でも1円でも安い物、しかも大手スーパーで函館には無いですが、イオンとかできたら良いと思うかもしれませんが、そういう所で買うことによって地域の小さな零細企業は益々苦しくなっていて、ますます人を切るとか少なくするとか賃金を下げることになります。市民の買い物の意識やお金の使い方の意識が変わらないのに事業所に責務を押しつけられても難しいと私は個人的には思います。以上です。

**【森越委員】** 子育ては行政だけがやるものではありません。むしろ地域や学校、家庭においてやって行くのですが、条例の性格上、市民や事業所に何らかの義務を

課す形での構造を持つのは、条例上好ましくないのではないかと思います。やはり行政にどういふことをお願いできるのか。むしろ行政と地域、学校、家庭、市民がどういふ協力関係を持つのかということをも理念として掲げることが必要だと思います。義務という意味では、多分、青田委員と一致していると思います。それから第三者機関に対しては、これは絶対に必要なものだと思います。第三者機関の性格や守備範囲や権限はどこまで持たせるのか。例えば、いじめや不登校それ自体を解決することまで行くのか。あるいは、現在ある機関に仕分けして行く窓口的なものにして行くのか。第三者機関の性格については、かなり議論して行かなければならないと思います。私個人の見解ですが、条例を考える時に基本的には、函館市長が子ども条例の必要性を提起した一番の基本にあるのは「子どもの権利条約」が批准された。しかし地域あるいは自治体レベルで何ができるのかという事を発想されて、この委員会ができたと思いますので「子どもの権利条約」の中で、大きな二つの柱にある子どもの最善の利益という問題と子どもの意見表明の問題をどういふふうにやっていくのか。特に後者の方は、子どもの意見をどの様な形で色々な施策の中に取り入れて行くのかという事も意識的に二つの柱の一つとして、何らかの形で取り組んで行かなければならないと思います。例えば施設の利用に関しても、公園づくりにしてもそうですが、一定の運営やどういふものが必要なのかということに関しても、定期的に子どもの意見を取り入れて行き、制度化して行くことが必要だと思います。

**【三浦委員】** 今、森越委員から条例になじまないと言ったお話がありましたが、青田委員からも事業者の責務についてお話がありましたが、私のグループで話し合いになりましたが、条例は市民、行政も含めて皆で「函館のまちをこうしましょう」というものを定めているものだと思います。その中に当然事業者も入るわけです。事業者が必要以上にプレッシャーをかけることではありません。私からはワークライフバランスの話をしました。市の「子ども・子育て支援計画」、「次世代育成支援行動計画」をそれぞれ今までやってきていますが、やはり事業者の協力が無いと難しいです。おっしゃるとおり函館市の経済界、労働界はからずしも力が溢れているわけではありませんし、跳ね返ってマイナスの方に出てくる可能性があり、青田委員がおっしゃるとおりかも知れませんが、市民全体で子どもが安心して生み育てられるまちをつくるには、各階各層が協力しないとできないのではないかと思います。今までいくつかの都市の条例が出てきましたが、その中で「保護者の役割」、「学校の役割」、「事業者の役割」、「地域住民の役割」と規定している都市がたくさんあります。

その意味と森越委員がおっしゃる条例になじまないとの意味が厳密に義務化ではなくて、それぞれの立場で事業者であれば、そこで働く従業員の労働環境、職場環境からいって日本全体に求められているのは、ワークライフバランスで、働くということと家に帰って生活することが両立するような社会



をぜひつくってほしいということです。それが結果的には子どもを生き育てる人々の年齢層を想像しますと、やはり子どもを生んでもいいが、安心して生き育てられる環境が約束されているというような環境にするために全市民が一緒の方向に向かわなければできないと思います。そういう意味で経済界なども一緒にならなければいけないという意見になりました。特に第3グループは、条例に盛り込むことは何かという特に意識して話し合いをしたわけではなく、こういうこともああいうことも必要だろうという認識で協議しました。たまたま子どもの貧困ということが日本全体で話題になっていますので意見が出ました。そこから入ったときに、この問題はよくよく市民各階各層が協力しないとできないことだと思います。その中の解決策の一つにワークライフバランスがあると思います。特に函館市の場合にはたくさんの業種があるわけではありませので、そういった力を借りないといけません。そう検討している中で、他の都市にもワークライフバランスを謳っている都市がいくつかありました。そういう意味で私が狭く見ているのかもしれませんが、条例にはなじまない理由を教えてくださいたいと思います。これから意見を出していくのに参考になると思います。

**【委員長】** 三浦委員ありがとうございました。三浦委員の言っているイメージは、皆さんと共有するものだと思います。他にどうでしょうか。

**【野村委員】** 私は、三浦委員の意見に賛成です。先ほどの森越委員の発言で条例になじまないというのは、個人や家庭の生活に対して条例がどこまで踏み込めるのかということは、当然、慎重になる部分は必要だと思います。つまり、義務的な規定については慎重な配慮が必要だということであって、取り組むこと自体を条例に盛り込むことについて駄目だという意味ではありません。三浦委員が言っているワークライフバランスは、「次世代育成行動計画」での基本的な考え方です。次世代育成推進法で、今は101人以上の事業者には、子育てしやすい環境の整備に向けて、企業として計画をつくることを義務化されています。ただ100人以下の所は義務化されていません。函館市は中小企業が多いわけですから、法律でカバーしきれない事業者の責任といえますか、努力義務として法律でカバーしきれない部分を条例でカバーして行き、ワークライフバランスを尊重した生活環境をつくっていくということを条例に盛り込んで行くことは、私は非常に有意義で大事なことだと思います。もう一つ第14回の委員会提言ということで、若干関連しますので少し補足をさせて下さい。「子どもの権利」か「健全育成」という議論がされてきましたが、実は12月から民生委員・児童委員をやることになりまして、全国児童委員活動強化推進方策の内容の中で手がかりになるものがありまして、「権利」と「健全育成」は対立するものではありませんし、統一的に捉えていくべきものだと思います。「権利」重視となるとイコールわがままの助長と誤解がまだまだ根強いと思います。「子どもの権利条約」は国内法

の上位の法律ですが、しかし残念ながら条約が日本の中で十分浸透していないという現実を踏まえるならば、やはり国際水準に適合したものを実現するという事は条例制定権を持つ自治体の責務だと思います。そういう「権利条約」の精神を取り入れた条例にしていく義務があると思います。もう一つ「健全育成」という言葉から、子どもに大人の考え方を押しつけることでは無いと思います。こういう子どもに育ててほしい。こういう子育て環境をつくろうというのは我々の願いだと思います。こういうことを保障する努力をするということを大人として、社会の責務として条例の役割に規定されてくると思います。ぜひ、こういう内容の条例になって欲しいと思います。また、今日の議論にはあまり出ていませんでしたが体罰についてです、体罰の禁止や体罰に頼らない子育ても条例の中に取り入れていただきたいと思います。しつけには体罰が必要だという、そういう感覚がまだまだ根強く残っています。学校については、学校教育法で明確に禁止されていますので、体罰が良いか悪いかの議論が起きる余地はありません。しかし、これは違法行為ですが、繰り返し体罰による処分が後を絶たないという現実もまた一方にはあります。そのような現実をしっかり受け止めて体罰を学校でも家庭でも無くしていくような内容をこの条例に盛り込んでいただきたいと思います。体罰のことで私はある機会に30人くらいの方々に聞いたことがあります。「小中高の12年間で、先生が子どもを叩いたことを1回も見たことが無い人手を上げて下さい」と聞きました。残念ながら一人も手を上げませんでした。時代が変わって体罰が横行することは無いと思いますが、やはり心配な状況があるということも事実だと思いますので、条例の中で子どもの人権を守る観点から取り入れていただければという提案です。

**【委員長】** ありがとうございます。他にありますか。  
これまでの意見を基にして、提言書の作成に入っていくと思われしますので、前回、今回の議論を加えまして事務局で作成し提言書の取りまとめの方に入っていただきたいと思います。皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。4月以降については、今までわれわれが話をした事や事務局から出てくる提言内容を合わせながら意見を言っていきます。いよいよまとめの段階に入っていきます。

**【委員長】** 次回日程について事務局お願いいたします。

**【事務局】** 次回第15回の検討委員会につきましては、3月は市の議会がありますので、4月に開催を予定しております。まだ先の話になりますので、日程はまだ決めておりません。改めて皆さんに照会をさせていただいたうえで決定をしたいと思います。おそらく4月の中旬から下旬までの間で日程を調整したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員】 次回の4月の委員会では、事務局の方から提言（案）が出されるという理解でよろしいでしょうか。

【委員長】 私の要望でもありますが、どこまで具体的なものになるかは事務局にお任せします。これまでの話をもとにして提言という作業に入っていくところにきています。

【小林委員】 もしたたき台が出るのであれば、事前に送付していただけると議論ができると思いますので、配慮していただければと思います。

【岡崎部長】 提言というような何かきちんとしたものを事務局がつくって提示するところまではまだいかないと思います。ただ、皆さんから色々なお話を提示いただいて、前回藤井委員長がご自分でまとめていただいたものをつくっていただきましたので、皆さんからのご意見を肉付けしていき、提言のたたき台のたたき台的なものをひとまとめつくって見まして、そして提示できるようにしたい、そこから更に議論をしていただければ、完成度がだんだん高まってくると思っております。資料につきましては、なるべく事前送付できるように取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

## 5 閉会

【委員長】 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。